

令和7年第10回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和7年9月19日
2. 開催日時 令和7年9月26日 午後1時30分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 10人

5. 出席委員

- 1 番 松野藤四郎委員
3 番 廣瀬 秀男委員
4 番 青木千恵子委員
6 番 林 鉄雄委員
7 番 豊田美津雄委員
8 番 高田 住代委員
9 番 高田 里美委員
11 番 武藤 誠委員
13 番 北村 一也委員
14 番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員

- 2 番 古川 正敏委員
5 番 浅野 隆士委員
10 番 今尾 京子委員
12 番 馬淵 正直委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 鹿野 将弘 |
| 事務局次長 | 玉置 公司 |
| 書記 | 住 義之 |
| 書記 | 井川 千晶 |

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

9. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農地中間管理事業（農地バンク）法関連議案について

議案第37号 農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について

10. 審議の経過

(午後1時30分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は10人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第10回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、13番北村一也委員、14番酒井健詞委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和7年8月13日から令和7年9月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。
(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第13号、報告第14号について、質疑等ありませんか。

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見があり

ましたらお願い致します。

○議 長 議案第35号番号1について、青木千恵子委員ご意見ありますか。

○青木委員 譲受人は親の代から当地を作業受託で請け負っていたこともあり問題がない
と思いますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 議案第35号番号2について、古川正敏委員の担当地区になりますが、委員より
問題なしと伺っておりますので報告します。

○議 長 議案第35号番号3、番号4の内、古橋地内並びに議案第36号番号1、番号
2について、馬淵正直委員の担当地区となっておりますが、委員より問題なしと
伺っておりますので報告します。

○議 長 議案第35号番号4の内、十九条地内について、私の担当地区ですが特に問題
ありません。

○議 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準
備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は13時5
0分とします。

○議 長 只今より再開いたします。

○議 長 議案第35号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号1について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第35号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第35号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 3番と4番ですが、農地法第3条の調査書がないのは何故ですか。

○事 務 局 こちらは前回の更新申請時も不要と判断していました。3番と4番は農地そのものではなく空中を使用する権利ということで、3条調査書は必要ないと認識しています。ただし、営農型という名前の通り、農地として利用されている必要はあり、柿の作付け中であることを確認済みです。

○北村委員 その下で営農されるのは貸人ですか。

○事 務 局 そうです。作付状況は毎年確認しています。

○広瀬委員 2箇所申請されていますが、両方とも耕作者は借人ですか。

○事 務 局 借りているのは空中部分ですので、農地の耕作者については、借人でなく貸人になります。

○北村委員 もうひとつ、ソーラーを付けた場合、下の柿の収穫量が減るため、何パーセントまでの減少基準があったと思いますが、確認されていますか。

○事 務 局 特段、収穫量まで確認はしていません。許可権者の農林事務所からも指示されていません。現地を確認しましたが、ソーラーパネル設置の影響で柿の生育が不調には感じられず、勢いよく葉が茂り、実をたくさん付けている印象です。ソー

ラーパネルをはじめとする設備も日照不足となるような影響は少なく、カラスよけの効果があるくらいに感じています。

○広瀬委員 逆に収穫量が増えているのですか。

○事務局 増えているとまでは言いかねます。営農型太陽光発電の場合、毎年営農状況を報告いただく必要があるのですが、県の普及員の意見を添えていただくことになっており、問題ないという見解で今まで推移しています。

○広瀬委員 ソーラーパネルを設置することで電気料の収入が増えるということですか。

○事務局 そうゆう考え方で事業をされていると思います。ただ、ソーラー設置のためのコストや売電収入はあっても、ランニングコストとの関係で利益が大きい事業なのかどうかは分かりかねます。

○豊田委員 空中部分の使用について、地上何メートル以上は許可がいないなどの規定はありますか。

○事務局 空中部分に電線がある場合などは地役権が設定されていて、電線から5mまでの間に建築物の設置ができないなど他法で規制を受けることはあると思います。

○高田（里）委員 実際、上空に太陽光パネルがあって下に農作物があるということはどういう状況なのか現地を見られたほうが納得できるのではないかと思います。

○広瀬委員 富有柿のみを栽培しているということによかったですか。

○事務局 いいえ。他にイチジクやしきみを栽培しているところもあります。

○議長 他にご意見ご質問等がありますか。
(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第35号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第35号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第36号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 営農状況について年1回2月末までに報告があると思いますが、その数値について計画とどのような差があったのでしょうか。計画では10アール当たり1,100kgで標準的な単収では1,030kgと書いてありますが、毎年チェックしている報告の実績との差はどうだったのでしょうか。

○事務局 毎年提出されていますが、内容について、特段農林事務所からの意見もなく、要件を満たされているものと認識しております。

○北村委員 目標の数値をクリアしている報告書が出てきているということですか。

○事務局 そう認識しています。

○北村委員 それなら問題ないですが、このあと実際の書類を確認させていただきたいと思います。

○議 長 他にご意見ご質問はありますか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第36号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第36号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 太陽光パネルを設置する高さについて、一方の申請は高さが最低3m、最高3.2mですが、もう一方は最低3.5m、最高4mとなっていますが、その理由というのは何かあるのでしょうか。

○事務局 場所としては十九条と古橋の2か所に分かれており、その土地の状況や太陽光パネルの下で栽培されている柿の品種、高さによって製品を変えているものと思われます。

○松野委員 今回の申請面積は空中部分の面積ではなく、地中部分の面積になるということによいですか。

○事務局 はい。農地のどこを宅地にするかを申請しているものであって、農地に接しつつ、農地として利用されない部分が農地転用許可の対象となります。

○松野委員 一般住宅の場合でも同じですか。

○事務局 農地一筆全体を宅地にするのか、一部を宅地にするのか、ということと同じです。住宅の場合、建物だけでなく宅地造成される敷地全体が許可の対象です。この太陽光では、農地以外のものは、基礎としてのポール設置部であり、そこが転用許可の対象ということです。

○議 長 他にご意見ご質問はありますか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 36 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 4、農地中間管理事業法関連議案についてを議題とします。議案第 32 号「農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 議案第 37 号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○松野委員 引き続き農業をやられるとのことですが、地元は畦畔が雑草だらけで困っているのですが、どのような条件で貸借を認めているのか教えてください。

○事務局 借り手と貸し手の間に農地中間管理機構が入り、双方を取り持つ規定になっておりますが、あくまでもお互いの同意が必要であり、その中に松野委員が質問した畦畔の草刈りも含まれます。借り手、貸し手の双方が同意して決定するものです。

○議 長 他にご意見ご質問はありますか。
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第 37 号について原案のとおり意見なしでよろしい方は挙手を願います。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、意見なしといたします。

○議 長 日程第 6、その他についてを議題とします。「農地利用状況調査（農地パトロール）の進捗状況について」事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○議 長 農地利用状況調査の進捗状況について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

○北村委員 通知の対象に選ばれた基準というのは、背丈が何センチとかものではなくて事務局の感覚的なもので選ばれたものですか。何か一定の基準があるのか教えてください。

○事務局 この農地パトロールを実施する際、7月の農地利用最適化推進委員会でも議論になりましたが、判断する際の基準として、農地に一度でも手を入れていればセイタカアワダチソウなど茎が太い草が生えていないと考え、それらが伸びていたものは対象としています。

○北村委員 この結果については推進委員には通知しておりますか。

○事務局 今後、推進委員に通知する予定です。

○議 長 他にご意見はありますか。
(質疑、意見無し)

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第10回総会を閉会いたします。